

「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の一部改正について

令和8年2月17日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」において、協会の役職員のうち、日本商品先物取引協会が実施する所定の試験に合格するなど一定の資格要件を満たした者については、「特例商先外務員」として本協会の試験合格を要件とせずに商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができることとしている。

今般、日本商品先物取引協会の「会員等の外務員の登録等に関する規則」（以下「商先協規則」という。）が改正され、これまで複数の規則等に跨っていた当該資格要件等に関する規定が集約されることに伴い、本協会の「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」についても一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

本規則による「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の読替規定における、特例商先外務員の資格要件について、商先協規則の改正に伴う所要の改正を行う。

（第4条第7号イ及びホ）

3. 施行の時期

本改正は、令和8年3月11日（商先協規則改正の施行の日）から施行する。

※ 本改正の内容が商先協規則の改正に伴う形式的なものであることから、パブリックコメント手続を行わない。

○ 本件に関するお問合せ先：資格管理部（TEL 03-6665-6779）

以 上

「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の一部改正について

令和8年2月17日

(下線部分変更)

規定	読替規定 (新)	読替規定 (旧)
<p>(別表1) 協会の外務員の資格、登録等に関する規則 (外務員資格) 第4条 協会員は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。</p> <p>1 } 2 } (省 略) 6 }</p>	<p>(外務員資格) 第4条 (同 左)</p> <p>1 } 2 } (同 左) 6 } 7 (現行どおり)</p> <p>イ 当該申請時において、日本商品先物取引協会（以下「商先協」という。）が実施する所定の試験に合格し、商先協の</p>	<p>(外務員資格) 第4条 (同 左)</p> <p>1 } 2 } (同 左) 6 }</p> <p>7 特例商先外務員 次のイからニまでに掲げる要件のすべてを満たす者であつて、協会員が必要であると認めて、本協会に対し令和3年6月30日までに認定申請を行い、本協会が認定した者、又は次のハからホまでに掲げる要件のすべてを満たす者であつて、協会員が必要であると認めて、本協会に対し認定申請を行い、本協会が認定した者</p> <p>イ 当該申請時において、日本商品先物取引協会（以下「商先協」という。）が実施する所定の試験に合格し、商先協の</p>

	<p>「会員等の外務員の登録等に関する規則」<u>第4条第1号イ又は第2号イ若しくはハ</u>に規定する要件を満たしている者</p> <p>ロ } く } (現行どおり) ニ }</p> <p>ホ 当該申請時において、令和3年7月1日以降に商先協が実施する所定の試験（本協会が指定するものに限る。）に合格し、商先協の「会員等の外務員の登録等に関する規則」<u>第4条第1号イ又は第2号イ若しくはハ</u>に規定する要件を満たしている者</p> <p>8 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和8年3月11日から施行する。</p>	<p>「会員等の外務員の登録等に関する規則」<u>第4条第1号又は第3号</u>に規定する要件を満たしている者</p> <p>ロ } く } (省 略) ニ }</p> <p>ホ 当該申請時において、令和3年7月1日以降に商先協が実施する所定の試験（本協会が指定するものに限る。）に合格し、商先協の「会員等の外務員の登録等に関する規則」<u>第4条第1号又は第3号</u>に規定する要件を満たしている者</p> <p>8 (省 略)</p>
--	--	--